

令和6・7年度建設工事指名競争入札参加者級別格付基準

令和6・7年度に四万十市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に指名競争入札参加資格を得て参加する市内に本店を置く者の業種ごとの基準を定めたので告示する。

令和6年3月28日

四万十市長 中 平 正 宏



- 1 資格審査は、客観的事項及び主観的事項について行い、それぞれの事項の点数を合算した点数（以下「総合点数」という。）に基づき、土木一式工事及び建築一式工事はA・B・Cの3等級に、電気工事、管工事、水道施設工事はA・Bの2等級に区分して格付する。
  - (1) 客観的事項 建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）による。
  - (2) 主観的事項 工事成績及び入札態度による。
- 2 客観的事項による点数は、経営事項審査の建設工事の種類ごとの総合評定値とする。
- 3 主観的事項の工事成績は、令和5年1月から令和5年12月に財政課建築土木監理係が行った検査の総合評価に基づき、1件の検査ごとに下記の表による点数を算出し、その合計点を当該検査の対象となった建設工事と同種類の客観的事項の点数に加減する。

総合評価	A	B	C	D	E
点 数	20点	10点	0点	△10点	△20点

- 4 主観的事項の入札態度は、令和5年1月から令和5年12月に財政課管財契約係が行った入札の結果に基づき、1件の入札ごとに下記の表による点数を算出し、その合計点を全ての建設工事の種類別の客観的事項の点数から減ずる。

入札結果	注意	無効	失格
点 数	△1点	△2点	△3点

※ただし、応札価格が予定価格を上回って無効となった場合及び最低制限価格を下回って失格となった場合の減点はしない。

5 級別格付基準

(1) 土木一式工事

- ア A級 総合点数850点以上の特定建設業許可業者
- イ B級 総合点数725点以上の者
- ウ C級 上記以外の者

(2) 建築一式工事

- ア A級 完成工事高6,000万円以上かつ総合点数680点以上の特定建設業許可業者
- イ B級 完成工事高3,000万円以上かつ総合点数580点以上の者
- ウ C級 上記以外の者

(3) 電気工事

- ア A級 完成工事高2,000万円以上かつ総合点数600点以上の者
- イ B級 上記以外の者

(4) 管工事

- ア A級 完成工事高2,000万円以上かつ総合点数630点以上の者
  - イ B級 上記以外の者
- (5) 水道施設工事
- ア A級 完成工事高2,000万円以上かつ総合点数640点以上の者
  - イ B級 上記以外の者

【参考】 四万十市指名競争入札指名事務取扱要領

(建設工事指名事務取扱)

第2条 指名をしようとする者（以下「指名業者」という。）は、別表に掲げる建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の別表の上欄の種類をいう。以下同じ。）別に工事の請負対象額に応じて、それぞれの等級に属する者の中から指名する。ただし、四万十市指名競争入札指名基準要綱（平成17年四万十市告示第16号）第8条各号の事項を勘案して直近の上位及び下位の等級に属する者の中から指名することができる。

- 2 前項ただし書の規定により指名業者を指名する場合、その指名する者の数は、指名される者の数の2分の1を超えることができない。
- 3 特に緊急を要する工事、特別の技術を要する工事、その他市長が特に必要と認めた場合においては、前項までの規定によらず指名業者を指名することができる。

別表（第2条関係）

請負対象額に対応する指名業者

(土木一式工事)

請負対象額	指名業者数
2,000万円以上	A級10人以上
2,000万円未満	B級6人以上
1,000万円未満	C級6人以上

(建築一式工事)

5,000万円以上	A級6人以上
5,000万円未満	B級6人以上
2,000万円未満	C級6人以上

(水道施設工事)

1,000万円以上	A級6人以上
1,000万円未満	B級6人以上

(電気工事)

500万円以上	A級6人以上
500万円未満	B級6人以上

(その他の工事)

500万円以上	A級6人以上
500万円未満	B級6人以上

備考 請負対象額は、取引に係る消費税及び地方消費税を除いた金額とする。